

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

[令和5年5月31日消防庁告示第7号]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第17号及び第16条第4号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を次のように定める。

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

第1 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）第3条第17号及び第16条第4号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるものとする。

第2 出火防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第3条第17号の消防庁長官が定めるものは、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の出火防止措置が講じられたものであること。

- 1 J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C 8 7 1 5—2
- 2 J I S C 6 3 1 1 5—2

第3 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第16条第四号ハの消防庁長官が定めるものは、第2に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

- 1 J I S C 4 4 1 1—1
- 2 J I S C 4 4 1 2
- 3 J I S C 4 4 4 1

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。